

令和7年5月30日

令和7年度障害児通所支援事業者等に係る集団指導資料
(子ども家庭支援課報告分)

- 1 障害児通所支援に係る伝達事項等について
 - (1) 利用者の権利擁護、虐待防止及び身体拘束の適正化について
 - 資料1 教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針
 - 資料2 保育士特定登録取消者管理システムについて
 - (2) 安全管理の徹底について
 - (3) 複数児童用上限管理結果票の電子化について
 - 資料3 案内チラシ
 - (4) 保育所等訪問支援について
 - 資料4 保育所等訪問支援の運用の見直しについて
- 2 適正な運営の提供について
 - (1) 令和6年度報酬改定に係る経過措置等について
 - (2) 契約児童の支給決定期限の適正な管理について
- 3 児童発達支援センターを中心とした子どもの発達支援に係る体制強化事業の開始について
 - 資料5 事業概要（主に地域の事業所等に対するスーパーバイズ等部分）

事務連絡

令和 7 年 4 月 18 日

各 都道府県
市区町村
こども政策担当部局 御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども性暴力防止法施行準備室

「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を
横断的に促進するための指針」の活用について

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）については、一部の規定を除き、公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定です。

こども家庭庁においては、法の施行に先駆けて、教育・保育等を提供する場における従事者から児童への性暴力防止策等について、業界横断的に活用できる事項を「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」（以下「横断指針」という。）（https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/kosei_bouhou/odanshi_shi_n）として取りまとめ、公表しました。児童への性暴力を防止する取組等の検討・実践に当たって、本横断指針を積極的に活用いただきますようお願いいたします。

本横断指針は、法律に基づくものではなく、本横断指針の策定により、事業者に対して新たに義務が課されるものではありません。したがって、各業界の既存のガイドライン等がある場合は、それらに基づく取組を継続しつつ、本横断指針を必要に応じて参照・活用いただきますようお願いいたします。

法に基づく義務の具体的内容については、今後、有識者検討会を設置し、下位法令・

ガイドライン等の検討・作成を行ってまいりますので、これらを参照していただきますようお願いいたします。

また、法の対象となる学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、以下のとおりとなりますので、貴自治体内の関係部局及び関係団体等に対し、本横断指針を幅広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体宛てに発出するので、念のため申し添えます。

(学校設置者等)

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
 - ・ 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
 - ・ 専修学校（高等課程）
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
 - ・ 認定こども園
 - ・ 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
 - ・ 児童相談所（一時保護施設を含む）
 - ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
 - ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
 - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(民間教育保育等事業者)

- 学校教育法に規定される専修学校（一般課程。簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）

- 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）
 - 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
 - ・ 放課後児童クラブ等
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 認可外保育施設 ・ 児童自立生活援助事業
 - ・ 小規模住居型児童養育事業 ・ 妊産婦等生活援助事業
 - ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 意見表明等支援事業
 - 障害者総合支援法上に規定されるもの（障害児を対象とするもの）
 - ・ 居宅介護事業 ・ 同行援護事業 ・ 行動援護事業
 - ・ 短期入所事業 ・ 重度障害者等包括支援事業
 - 民間教育事業（児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定（※））
 - ・ 学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等
- ※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

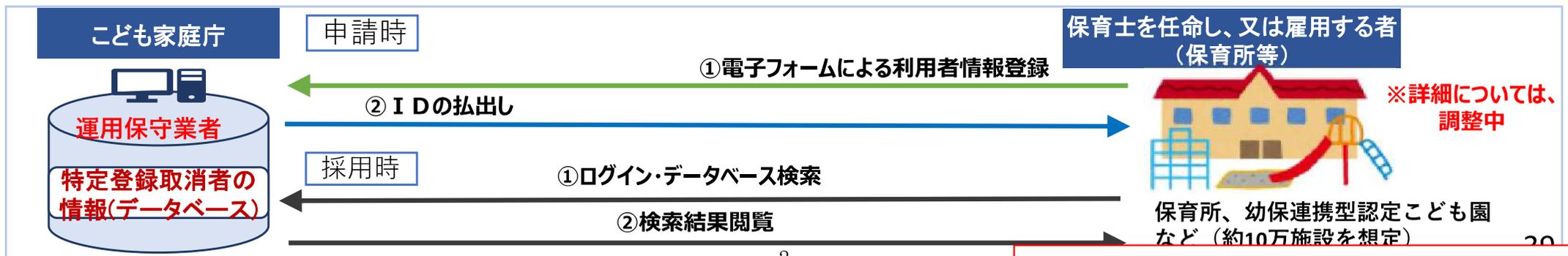
別記（五十音順）

一般財団法人児童健全育成推進財団
一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
一般社団法人全国介護事業者連盟
一般社団法人全国児童発達支援協議会
一般社団法人全国重症児者デイサービス・ネットワーク
一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
一般社団法人全国病児保育協議会
一般社団法人日本発達障害ネットワーク
一般社団法人日本ファミリーホーム協議会
一般社団法人日本フィットネス産業協会
一般社団法人認定こども園連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本知的障害者福祉協会
公益社団法人全国保育サービス協会
公益社団法人全国私立保育連盟
公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
指定都市教育委員会協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国母子生活支援施設協議会
社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
社会福祉法人日本保育協会
全国学童保育連絡協議会
全国児童自立支援施設協議会

全国児童心理治療施設協議会
全国肢体不自由児施設運営協議会
全国市長会
全国市町村教育委員会連合会
全国重症心身障害日中活動支援協議会
全国自立援助ホーム協議会
全国専修学校各種学校総連合会
全国知事会
全国町村会
全国都道府県教育委員会連合会
全国乳児福祉協議会
全日本私立幼稚園連合会
特定非営利活動法人全国小規模保育協議会
特定非営利活動法人全国認定こども園協会
特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク
日本肢体不自由児療護施設連絡協議会
日本私立小学校連合会
日本私立中学高等学校連合会
日本民間教育協議会
日本労働組合総連合会
NPO法人家庭的保育全国連絡協議会

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。**
※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（⇒令和6年4月1日）**

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、施設・事業所の所轄庁による指導監督権限が及び、施設等ごとにIDの付与先が明確であるものに対しデータベース利用IDを付与
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ この他に、IDが付与されていない施設・事業所において保育士を任命・雇用する場合のデータベースの確認のための手続きについて別途検討中
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保



法案の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置**を講じることを義務付けるなどする。

法案の概要

1. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

学校設置者等（学校、児童福祉施設等）及び民間教育保育等事業者（学習塾等）について、その教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

2. 学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置
- ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に従事させないこと等）を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

3. 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

4. 犯罪事実確認の仕組み等

- ・ 2及び3の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、以下の期間における特定性犯罪（痴漢や盗撮等の条例違反を含む）前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能
 - ア 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
 - イ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
 - ウ 罰金：刑の執行終了等から10年
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理（情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等）

5. その他

- ・ この法律案に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定【学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
- ・ 施行後3年後の見直し・検討規定を設ける

施行期日

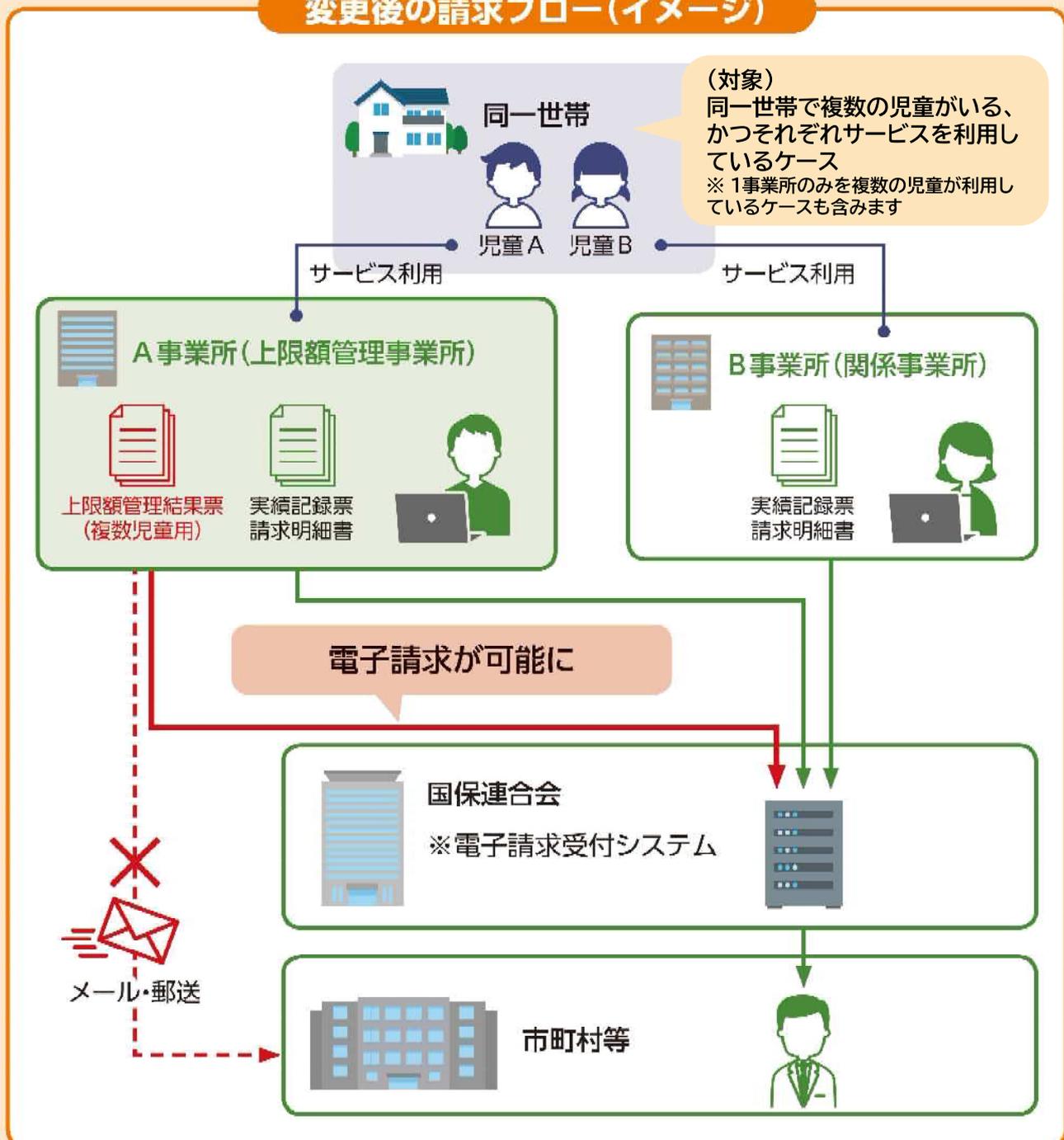
施行期日：公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

複数児童用上限額管理結果票が 電子化されます

複数児童用の上限額管理結果票が国保連合会で請求可能に

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する児童が複数いる場合に、上限額管理事業所が市町村に帳票等で提出していた複数児童用上限額管理結果票について、令和7年5月請求から請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

変更後の請求フロー（イメージ）



<裏面に続きます>

請求に際して

- 令和7年5月請求時（令和7年4月サービス提供分）から電子請求が可能となります。
- 電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- 簡易入力システムでは、令和7年4月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにて通知するお知らせをご覧ください。
- 上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は、従前と変わりません。

上限額管理事業所の確認は受給者証を確認しましょう

受給者証の五面（利用者負担に関する事項）をご確認ください。

- ① 利用者負担上限額管理事業所名に記載されている事業所が、上限額管理事業所になります。
- ② 特記事項欄に、同一世帯に上限額管理対象児童が複数いることの記載があります。

※発行時点の情報です。発行後の利用事業所の増減により、印字内容と相違することがあります。

受給者証(例)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
利用者負担上限額管理事業所名	
① ○□△事業所	
特記事項欄	
② 上限額管理対象者(複数児童)	

請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関するお問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください

簡易入力システムに関するお問い合わせ [はこちら](#)

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

TEL：0570-059-403 FAX：0570-059-433

MAIL：mail@support-e-seikyuu.jp

※操作等に関するお問い合わせ以外については対応できません

上限額管理結果票の提出等に関するお問い合わせ [はこちら](#)

京都市子ども家庭支援課

TEL:075-746-7625

MAIL:kodomokatei-hattatsu@city.kyoto.lg.jp

令和 4 年 7 月 26 日
(令和 6 年 8 月 13 日改正)

障害児通所支援事業所・障害児相談支援事業所各位

京都市子ども家庭支援課長
(発達支援担当 746-7625)

保育所等訪問支援の運用の見直しについて

児童福祉法に基づくサービスである保育所等訪問支援について、療育をめぐる環境の変化や、保護者等のニーズの高まりを踏まえ、以下のとおり本市における運用の見直しを行い、**令和 6 年 8 月 13 日から適用**しますので、お知らせします。

なお、保育所等訪問支援の内容、事業所の運営その他の基本的な事項については、令和 6 年 7 月にこども家庭庁から発出された「保育所等訪問支援ガイドライン」において示されています。

各事業所はガイドラインにおいて示されている事項を踏まえ、その機能及び質の向上を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 保育所等訪問支援事業の趣旨

保育所等訪問支援とは、平成 24 年 4 月施行の児童福祉法により創設された、集団生活を営む施設を利用する児童及びその支援者に対し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や、支援者に対する技術的支援を行うものです。

「障害の有無にかかわらず、子どもの頃から共に育ち合う経験の大切さ」や「障害のある子どもも原則、一般施策の中で育つことが当たり前であること」といった基本理念の中で、放課後等デイサービスなどの障害児支援は「インクルージョンを推進するための後方支援」の役割を担うことが明確化されていますが、その中でも保育所等訪問支援は、インクルージョンを推進する重要な事業の一つです。

2 国における制度の概要

(1) 制度概要

ア 目的

普段通所している場所での集団適応を支援すること。児童の成長発達を願う保護者の権利として提供される。

イ 利用者

児童福祉法第 4 条第 2 項に定める障害児であり、かつ保育所等に通所・入所していて、集団生活に専門支援が必要な児童

ウ 支援場所

保育所、乳児院その他児童が集団生活を営む施設

…保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設、その他市町村が認める施設
（その他市町村が認める施設については、事案ごとに個別協議する。）

エ 支援者

児童指導員、保育士、作業療法士、心理担当職員など

…障害児支援に関する知識及び相当の経験を有し、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者

オ 訪問頻度・訪問時間

- ・訪問頻度 2週間に1回程度
- ・支給日数上限 原則2日/月
- ・基本的な訪問時間 児童本人や訪問先職員に対する支援 1時間以上
カンファレンス等を通じた訪問先への報告 30分以上

カ 支援終了時期

保育所等訪問支援は、訪問先施設での加配的な役割を担うことや人手不足を補うことが目的ではないことから、個別支援計画の作成時点から、終了時期の目安について、保護者や訪問先施設と共有し、所定の目標が達成されたことや、あらかじめ設けていた期限が到来したこと等をもって、支援を終了する。

(2) 支援内容

保育所等訪問支援は、保育所等に通う障害のあるこどもについて、当該保育所等を訪問し、対象となるこども以外のこどもの集団生活への適応のために行う、専門的な支援です。

「こども本人に対する支援（集団生活への適応や日常生活動作の支援など）」だけでなく、「訪問先施設の職員に対する支援（こどもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関わり方の助言など）」や「家族に対する支援（こどもへの理解や特性を踏まえた関わり方の助言など）」を通して、総合的に育ちの環境を整えていきます。

3 本市における取扱い

(1) 制度の概要について

「2 国における制度の概要」に記載したア～オについては、国と同一の取扱いとします。
ただし、不適切な運用を防止し、児童にとって真に必要な支援を提供することを目的に、以下のとおり取扱います。

なお、支援に係る作業の流れについては、別添フロー図を参照してください。

ア 訪問支援の必要性の担保

保育所等訪問支援の支給決定においては、相談支援事業所による計画作成を必須とする
とともに、事前の支援会議等には必要に応じて児童福祉センターのケースワーカーも同席

するなど、支援の必要性について慎重に判断します。また、計画作成を行う相談支援事業所は保育所等訪問支援事業所と同一法人でないことが望ましいです。やむを得ず同一法人である場合でも、相談支援専門員と訪問支援員を同一人が兼職しないこととします。

なお、国においても、障害児相談支援事業所との連携を密にし、障害児支援利用計画案の作成を行うことが基本と考えられています。

イ 訪問先施設への協力依頼

保育所等訪問支援の開始にあたっては、相談支援事業所及び保育所等訪問支援事業所が訪問先との調整を行います。また、支援にあたっては、支援内容を押し付けるのではなく、訪問先施設の受入可能な程度やニーズを考慮して、支援内容を柔軟に変更していくこととします。

ウ 責任の所在

支援を行ううえでの責任の所在は、訪問支援員が関わったことについては保育所等訪問支援事業所が責任を負うことを基本とします。苦情処理については、重要事項説明書等で定め、事故報告等については、他の通所支援事業所と同様、速やかに関係部署に報告を求めるとします。

エ 支援内容のフォローアップ

日々の支援内容について、保護者に共有するとともに、他の通所支援と同様、6月以内に個別支援計画の見直しを行い、支援の頻度や内容について柔軟に見直しを行います。通所支援の場合以上に保護者の目が届かない場所での支援になるため、保護者との連携は丁寧に行う必要があります。

オ 課題の共有化

事業を実施するうえで表面化した課題については随時報告をしていただき、保育所等訪問支援がより効果的な形になるよう課題の解決に向けて検討していきたいと考えます。

(2) 支給決定と利用上の留意点

- ・ 保育所等訪問支援事業の上限日数は「原則2日/月」としますが、別の通所支援とともに利用する場合でも、支給量は合計で原則23日以内とします。
- ・ 「原則2日/月」の上限を超えて利用する場合、児童福祉センター発達相談所のケースワーカーによる状況調査が必要です。調査には一定の期間を要することから、特例的に原則の日数を超える必要があると認められる場合は、早めに発達相談所へ御相談ください。
- ・ 同一日に他の保育所等訪問支援事業を利用することはできません。（請求は返戻とします。）
- ・ 特別な事情があり、その理由が障害児支援利用計画に記載されている場合は、同一時間帯でない限りにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスと同一日であっても利用は可能です。ただし、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（居宅介護を除く。）と同一日に利用することはできません。
- ・ 複数の事業所を利用する世帯は、利用者負担額上限月額の範囲内で上限管理を行います。

(3) 保育所等訪問支援の活用イメージ

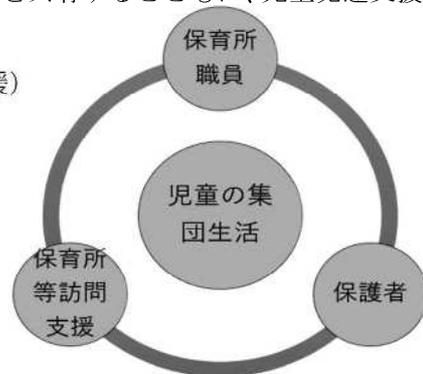
- ① 児童発達支援で療育を行っている児童が集団生活を送ることができるよう、療育と並行して、地域の集団生活の場での活動について児童と職員に対して支援を行う。
 (通所支援で身に着けたことを集団適応させるための支援)



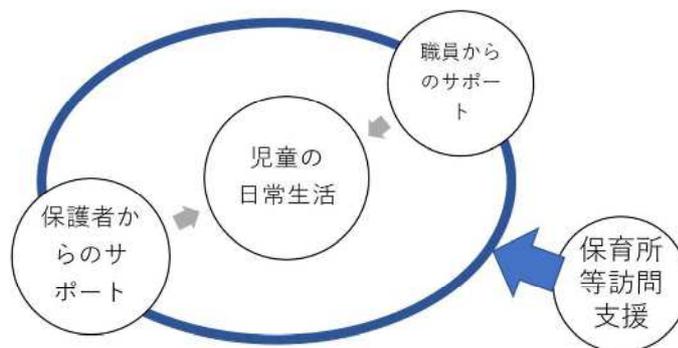
- ② 児童発達支援に通っていた児童が小学校入学後、集団生活にうまくなじめない場合に、児童と職員に対して集団生活になじむための支援を行う。
 (ライフステージの変更からくる集団への不適応に対する支援)



- ③ 保育所に通いだした児童が集団生活にうまくなじめない場合に、集団の中での活動ができるよう児童に対して支援を行い、職員と課題や支援策を共有するとともに、児童発達支援への通所が必要であれば、児童発達支援につなぐ。
 (集団生活の開始後、初めて課題が発覚する場合の支援)



- ④ 障害特性の個別性からくる支援の困難さから職員や保護者が疲弊していたり軋轢がうまれたりしている場合に、第三者的な観点から課題や支援の方向性を共有しつつ集団適応を支援する。



4 令和6年度報酬改定における変更点

(1) 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

保育所等訪問支援事業所は、提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなくてはならないこととされました。

また、それに当たっては、自らの評価を行うとともに、保護者による評価及び訪問先施設による評価を受け、改善を図ることとされました。

なお、事業所は、おおむね年に1回以上、評価及び改善の内容を保護者や訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなくてはなりません。

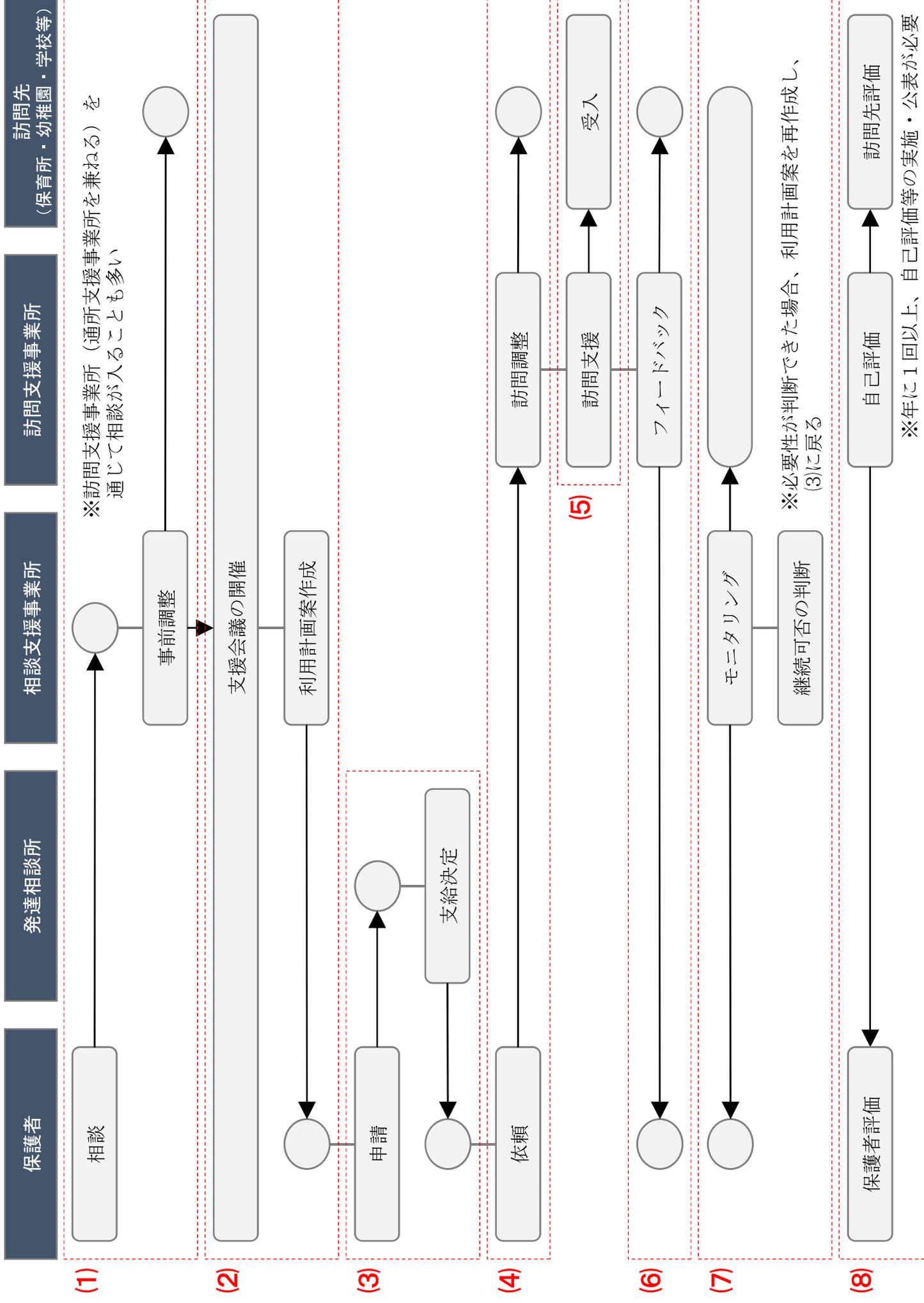
※令和7年4月1日以降、自己評価未実施の場合、減算が適用されます。

(2) 減算の新設・変更

ア 虐待防止、権利擁護の観点から、虐待防止措置未実施減算が創設され、「身体拘束廃止未実施減算」の減算単位が変更されました。

イ 情報公表システムにおいて未公表となっている場合、「情報公表未報告減算」が適用されます。

ウ 感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、「業務継続計画未策定減算」が適用されます。



児童発達支援センターを中心とした子どもの発達支援に係る 体制強化事業の開始について(周知)

1 事業の概要

市内9か所のセンターにおいて、地域における中核的役割を担うための機能の整備を進め、子どもの育ちの保証、家族の不安解消、地域における支援の質の向上等に取り組む。

2 「地域の事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション」について

(1) 事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス)への訪問支援事業

① 本事業の目的

- ・ 各事業所における支援の質の向上
- ・ 情報収集とフィードバックを通じた地域全体の質の底上げ
- ・ 地域におけるネットワーク構築

② 対象施設

ア 新規指定を受けた事業所【必須】

- 事業所公募の申込み(重心型を除く。)の際、訪問支援の同意書について提出を求める
事業所指定を受け、支援が開始された後に、センターによる訪問支援を実施

イ 指定更新を迎える事業所【必須】

- 指定期限の概ね6箇月前～前月までに、センターから連絡を行い、訪問支援を実施
後日、指定更新の申請書類とともに、訪問支援に係るアンケートについて提出

ウ 人員体制の大幅な変更(例:児発管の変更)等があった事業所【推奨】

- 本市で体制の変更等を確認した場合、内容に応じて事業所に訪問支援を案内し、後日、センターによる訪問支援を実施

エ 訪問支援を希望する事業所【任意】

- 訪問支援を希望するセンターへの直接依頼、又は本市の申込フォーム(後日、案内を予定)を通じて依頼があった場合、センターから連絡を行い、訪問支援を実施。

③ 各センターの担当地域

- ・ 市内9箇所のセンターについて担当地域を設定し、概ね2名の訪問員(京都市発達支援アドバイザー)が訪問支援を実施

<参考：各地域における主な担当センター>

事業所の所在地（圏域／行政区・支所）		担当する主なセンター※
北部	北・左京	ひなどり学園、ひばり学園、ポッポ
中部	上京・中京・下京・南	こぐま園（ポッポ、きらきら園ほか）
西部	右京・西京・洛西	洛西愛育園（うさぎ園ほか）
東部	東山・山科・醍醐	むくの木園（うさぎ園、空の鳥幼児園）
南部	伏見・深草	空の鳥幼児園、きらきら園

※ 行政区によって、他圏域のセンター（カッコ内）が訪問支援を行うことがあります。

（２） 児発・放デイ事業所職員向け研修

- ① 事業所において支援業務の中心的役割を担う職員向け研修
（児発管等。管理業務のみに従事する管理者は対象外）

○研修テーマ「インクルージョンを考える」

○日程等

6月12日（木）	【ガイダンス】 【講義・グループワーク】 インクルージョンについて考える
7月 4日（金）	【講義】 学校での理解と取組 【講義】 学童保育での理解と取組 【講義】 事業所でできること
9月 9日（火）	【グループワーク】 事業所でできること 【事例紹介】 2つの放デイ事業所から事例紹介 【グループワーク・まとめ】 振り返り

- ② 児発又は放デイ事業所の新規採用職員又は対象施設での勤務歴が2年目までの職員向け研修

○研修テーマ「新規採用職員等を対象とした研修」

○日程等

5月28日（水）	【講義】 児発・放デイ事業とは 【講義】 障害児支援の基本
10月9日（木）	【講義・グループワーク】 対話を通して知り合おう 【まとめ】